

環 保 第 6 4 2 号  
令 和 3 年 2 月 19 日

公益社団法人沖縄県建築士会  
会長 金城 傑 殿

沖縄県環境部環境保全課長



大気汚染防止法等に係る一般粉じん発生施設（堆積場）の届出の  
徹底について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃よりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、標記について、建設現場等における一般粉じん発生施設（堆積場）の届出を徹底するため、平成29年12月14日付け環保第1618号にて通知したところですが、長期間係留する台船上の堆積場について下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

つきましては、下記の点にご留意願いますとともに傘下事業者に対し、周知いただくようお願いします。

#### 記

移動可能な台船等であっても、アンカー等により固定し同一場所で「堆積場」として使用する場合は届出対象となる。

#### 【参考】

「大気汚染防止法等に係る一般粉じん発生施設（堆積場）の届出の徹底について」  
（平成 29 年 12 月 14 日付け環保第 1618 号）



担当 大気環境班 渡慶次

TEL : 098-866-2236/FAX : 098-866-2240

メール : aa038008@pref. okinawa. lg. jp

環 保 第 1 6 1 8 号  
平成29年12月14日

公益社団法人沖縄県建築士会  
会長 西里 幸二

沖縄県環境部環境保全課長



大気汚染防止法等に係る一般粉じん発生施設（堆積場）の届出の徹底について（依頼）

標記について、建設現場等における発生土の仮置等に係る一般粉じん発生施設（堆積場）の届出を徹底するため通知します。

つきましては、下記の点にご留意願いますとともに傘下事業者へ本通知を周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 鉱物又は土石の堆積場で、面積が1,000平方メートル以上の場合は、大気汚染防止法に基づき設置前までに該当保健所へ届出が必要となる。  
なお、鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設である一般粉じん発生施設において発生し、又は飛散する一般粉じんを排出し、又は飛散させる者については、各々の法律に基づき届出を行うこととなる（大気汚染防止法の届出の対象外）。  
※那覇市内の場合、届出窓口は那覇市環境保全課になります。
- 2 鉱物又は土石の堆積場で、面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合は、沖縄県生活環境保全条例に基づき設置前までに該当保健所へ届出が必要となる。  
※那覇市内の場合、届出窓口は南部保健所になります。
- 3 「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定されているもののほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等を含む。
- 4 「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものをいい、コンクリートがら等を含む。  
※「岩石」とは、採石法第2条に規定されているものをいう。  
※砂は、鉱物の試掘、採掘等によって生じる砂は「鉱物」、それ以外の砂は「土石」でとなる。
- 5 建設現場などで長期にわたって（沖縄県の場合、3ヶ月程度）使用する「堆積場」は原則として届出対象となる。
- 6 鉱物または土石以外の物の用途に供される置場、倉庫等に、臨時的に鉱物または土石が堆積される場合は対象としない。

担当 大気環境班 国吉

TEL : 098-866-2236/FAX : 098-866-2240

メール : aa038008@pref.okinawa.lg.jp

大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）（抜粋）

（定義等）

第 2 条 （略）

8 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

10 この法律において「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

（一般粉じん発生施設の設置等の届出）

第 18 条 一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 一般粉じん発生施設の種類
- (4) 一般粉じん発生施設の構造
- (5) 一般粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、一般粉じん発生施設の配置図その他の環境省令で定める書類を添附しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

大気汚染防止法施行令（昭和 43 年 11 月 30 日政令第 329 号）（抜粋）

（一般粉じん発生施設）

第 3 条 法第 2 条第 10 項の政令で定める施設は、別表第 2 の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。

別表第 2 （第 3 条関係）

1	コークス炉	原料処理能力が一日当たり 50 トン以上であること。
2	<b>鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場</b>	<b>面積が 1,000 平方メートル以上であること。</b>
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの	原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。

を除く。)	
-------	--

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（昭和 46 年 8 月 25 日環大企第 5 号、環境庁大気保全局長から各都道府県知事・政令市長あて）（抜粋）

**第 5 粉じん発生施設に関する事項**

**2 堆積場**

- (1) 鉱物とは、鉱業法第 3 条第 1 項に規定する鉱物およびこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物ならびにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等をいい、土石には石炭灰も含むものとする。
- (2) 堆積場が区画されている場合であつても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物または土石が区画して堆積される場合であつても連続しているものは一施設とする。
- (3) 建設現場などにおいて、長期にわたつて使用させる堆積場は原則として対象とする。
- (4) 鉱物または土石以外の物の用途に供される置場、倉庫等に、臨時的に鉱物または土石が堆積される場合は対象としない。